

栃木市空き物件活用出店促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する栃木市空き物件活用出店促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木市補助金等交付規則（平成22年栃木市規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き物件 市長が別に定める区域（以下「補助対象区域」という。）に存する3月以上営業目的に使用されていない建物をいう。
- (2) 新規開業者 市内において過去1年間、店舗経営の経験がない者であって、新たに補助対象区域内に店舗を開業しようとするものをいう。
- (3) 中小企業者 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。ただし、同項第1号及び第2号に掲げる者並びに同項第3号に掲げる者のうち中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号）第1条の表1の項及び2の項に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む者を除く。

(交付の目的)

第3条 この補助金は、空き物件を活用した店舗を開業しようとする者に対し、その経費の一部を補助することにより、中心市街地の経済の活性化及び賑わいの創出を図ることを目的とする。

(交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新規開業者又は中小企業者であって、新たに空き物件を活用して小売業、飲食業又はサービス業（風俗業、飲酒業及び遊戯業を除く。）を営むもの（当該空き物件を事務所として活用するものを除く。）
- (2) 法人格を有するまちづくり団体又は営利を目的としない団体（いずれも10人以上で構成するものに限る。）であって、新たに空き物件を活用して地域における課題の解決に寄与すると市長が認める事業を行うもの

2 交付対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 空き物件を自ら活用して事業を行うこと。
- (2) 次に掲げる事項を誓約すること。
 - ア 市、商工会議所等が実施する事業に賛同又は協力すること。
 - イ 栃木市歴史的町並み景観形成要綱（平成22年栃木市告示第100号）その他の関係法令を遵守すること。

(3) 市税を滞納していないこと。

3 前2項の規定にかかわらず、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。

- (1) 栃木市暴力団排除条例（平成23年栃木市条例第62号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員等（理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者をいう。）が同条第5号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条第1項に規定する密接関係者である者
- (2) 栃木市空き店舗活用促進事業補助金交付要綱（平成24年栃木市告示

第95号)の規定に基づき交付される栃木市空き店舗活用促進事業補助金の交付の決定を受けた者

- (3) 前2号に掲げる者のほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認める者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、店舗の開業前に実施する空き物件の改装（厨房設備に係るもの、冷暖房設備に係るもの、建造物自体の構造を強化するものその他市長が別に定めるものを除く。）に要する経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市、国又は他の自治体から交付された補助金、給付金その他これらに類するものの交付の対象となった経費は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、150万円を限度とする。

- 2 補助金の交付は、1交付対象者につき1回限りとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、栃木市空き物件活用出店促進事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 補助対象経費に係る見積書及びその明細書の写し

(4) 空き物件の改装前の写真（カラーのものに限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（軽微な変更）

第 8 条 規則第 8 条における軽微な変更とは、事業費又は事業量の 20 パーセント未満の変更をいう。

（補助金の請求）

第 9 条 規則第 9 条の規定により、補助金等交付請求書に添える書類は、交付決定通知書の写しとする。

（実績報告）

第 10 条 規則第 10 条の規定により、補助事業等実績報告書に添える書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業実績書（別記様式第 4 号）

(2) 収支決算書（別記様式第 5 号）

(3) 補助対象経費を支払ったことが確認できる書類

(4) 補助対象経費の内訳が確認できる書類

(5) 空き物件の改装後の写真（カラーのものに限る。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補則）

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（告示の失効）

2 この告示は、令和 12 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(告示の失効に伴う経過措置)

- 3 この告示の失効の日の前日までに、補助金の交付申請を行った者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。